特　記　仕　様　書

第１章　一般事項

１　適用

この特記仕様書は、四日市港管理組合（以下「発注者」という）の発注する「臨港橋高圧受変電設備補修工事」に適用する。

２　準拠基準等

本工事は契約書、設計書、本特記仕様書、「施工条件明示一覧表」、図面に基づくとともに、本工事に関連する諸法令、条例、その他最新の規格・基準等に従うものとする。

３　提出書類

請負者は共通仕様書1-1-45の提出書類及び別紙1「提出図書一覧表」に記載している書類を提出するものとする。

（１）請負者は契約締結後速やかに発注者と打ち合せを行い、実施工程表及び安全・訓練等の具体的な計画を含む施工計画書を提出し発注者の承認を得るものとする。

（２）使用する材料、部品、消耗品等については、使用する前に使用材料調書を提出し、発注者の承諾を得ること。

（３）承諾図等の書類については提出図書一覧表を参考とし、工事完成後、発注者の指定するものについて完成図書を作成し製本のうえ提出するものとする。

なお、本工事において、請負者が作成するＣＡＤデータ等も完成図書とあわせて電子媒体により提出するものとする。

４　施工条件の明示

添付の「施工条件明示一覧表」によるものとする。

５　官庁手続き等

請負者は、関係書法令に従い、関係官庁、電力会社その他に対する一切の諸手続きに必要な書類の作成及び届出をおこなうものとする。

第２章　工事に関する一般事項

１　施工管理

（１）請負者は、工事施工にあたって、熟練した技術者及び作業員を派遣して工事の完成に万全を期さなければならない。

（２）請負者は工事施工前に充分な調査をおこない、施工するものとする。

（３）請負者は既設機器および構造物と関連のある部分については、監督員と打合せのうえ施工するものとする。

（４）請負者が発注者の施設に損傷を与えた場合は、監督員に直ちに報告するとともに、請負者の負担で監督員の指示に従い、修理または取り替えを行うものとする。

（５）請負者は工事施工にあたって、既設設備に影響を与えないよう充分な養生を施すものとする。

（６）施工場所は臨港道路で港湾荷役等物流に影響する重要な施設であるため、作業を行うにあたり、交通誘導警備員を適正に配置するなど、特に注意すること。

２　その他

（１）本工事施工上必要な軽微な部品及び消耗品は、本工事内に含まれるものとする。

（２）疑義がある場合は、監督員と協議のうえ決定するものとする。

第３章　工事

１　工事概要

（１）本工事は臨港橋の動力源である油圧ポンプ等を稼働させる高圧受変電設備の更新を行うことにより設備の信頼性回復を図るものである。

（２）対象受変電設備の試験調整を行う。

２　設備概要

（１）高圧受電設備

・形　式　　屋外形キュービクル４面体（JIS C 4620 相当品）
・定格電圧　　７．２ｋＶ
・断路器　　ＤＳ２００Ａ
・主遮断器　　ＶＣＢ４００Ａ
・主変圧器　　３相　１５０ｋＶＡ　トップランナー（２０１４）
　　単相　　２０ｋＶＡ　トップランナー（２０１４）

３　工事内容

（１）高圧受電設備の更新を行う。

・基礎は既設流用を基本とし、盤架台を取替のうえ更新を行う。
・上記工事に伴う配線の脱着及び不要配線の処理を行う。

（２）高圧引込電線（６ｋＶ　ＣＶＴ３８ｍｍ^2）の更新を行う。

・既設配管流用を基本とし、引込配線（中電柱～受変電設備）の更新を行う。
・上記工事に伴う配線の脱着及び不要配線の処理を行う。

（３）仮設発電機および仮設配電線の設置撤去を行う。

・臨港橋の運用に支障が無いように仮設発電機を設置したうえ、操作室の遠方操作盤へ電源を供給する。
・臨港橋は平日午前８時から午後５時で開閉の運用を行っている。
・操作用電源のＵＰＳは２時間以内の停電で切り替えを行う必要がある。
・上記工事に伴う配線の脱着及び不要配線の処理を行う。

４　試験

試験項目については次のとおりとするが、詳細は別途協議により決定する。

（１）工場試験

ア　外観・構造・寸法試験
イ　絶縁耐力試験
ウ　絶縁抵抗測定
エ　保護継電器試験
オ　保護連動試験
カ　その他社内試験等必要なもの

（２）現場試験

ア　外観・構造試験
イ　保護継電器試験
ウ　絶縁抵抗測定
エ　保護連動試験

別紙１

提 出 図 書 一 覧 表

提出図書名	部数	提出時期	備考
製作仕様書	1	契約後速やかに	○
詳細工程表	1	契約後速やかに	
施工計画書・作業要領書・試験要領書	1	契約後速やかに	
承諾願図書	1	契約後速やかに	
工事施工図及び機器配置図			
機器外形寸法図及び内部構造部材図			
機器据付図及び組立図			
主要部品図			
単線結線図及び複線結線図			
配線図及び配線・配管系統図			
予備品一覧表			
その他、発注者が指示するもの			
決定図書（詳細は承認願図書に準じる）			○
取扱説明書			○
工場・現地試験成績書	1	試験後速やかに	○
工事記録（写真等）	1		
性能等証明書	1	施工又は試験前	○
機器銘板写し			○
打合記録	1	その都度	
その他必要なもの			○

※　○印を付した図書は、別途一括製本したものを完成図書として提出する。
※　既設図面の変更箇所は修正または新規作成し提出するものとする。